

## 選定リストにおける注意事項

- 選定リストにおける種の記載順序と「目名」「学名」は兵庫県鳥類リスト(前述)に基づいて整理した。
- 「県内分布」は、今回までの調査で収集した記録を 2011 年 4 月現在の市町区分に基づき、2003 年以降生息が確認されている市町と 2002 年以前のみ生息が確認された市町を区分して表示した。県内分布情報は文献に基づく生息データとフィールドにおける観察情報の収集により整理した。
- 「国内分布」は日本鳥類目録改訂第 7 版に基づいて整理した。
- 「環境省ランク」は環境省第 4 次レッドリスト(2012 年 8 月)に基づいて整理した。
- 選定種の写真は県内で撮影されたもののみを使用した。
- 選定リストの個体群ごとの評価における凡例は、種ごとの評価と同じく以下の通りである。

<b>19 コウノトリ</b> <i>Ciconia boyciana</i> ◎国内希少野生動物種 ◎特別天然記念物	(コウノトリ目)	<b>兵庫県ランク:A</b> <b>繁殖個体群:A 越冬個体群:B 通過個体群:調</b> <b>環境省ランク:CR(絶滅危惧 I A類)</b>
---	----------	--

Ex: 絶滅	注: 要注目
A: A ランク	調: 要調査
B: B ランク	無: 県内においては生息が確認されていない (例) 夏鳥における越冬個体群
C: C ランク	ー: 定量的評価により総合ポイント(T)が 40 を上回る

- 候補種のうち、迷行種と判断され、評価対象種から除外された種を以下に示す。

・ツクシガモ	・ムラサキサギ	・オオカラモズ
・アカツクシガモ	・アカハラダカ	・コジュケイ※
・アカハジロ	・アカアシチョウゲンボウ	※コジュケイは外来種による除外

- 評価対象種のうち、定量的評価により選定種にランクされなかった種を以下に示す。

・ヨシガモ	・タゲリ	・セッカ
・ホオジロガモ	・ケリ	・ミソサザイ
・オオミズナギドリ	・コチドリ	・サメビタキ
・アマサギ	・キョウジョシギ	・ムギマキ
・コサギ	・フクロウ	・ミヤマホオジロ
・ツツドリ	・キクイタダキ	
・カッコウ	・センダイムシクイ	

## (各項目の説明)

### ○環境省ランク

環境省ランクのカテゴリーについては下表のとおりである。

絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 IA 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 IB 類(EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある 地域 個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

### ○希少野生動植物種(種の保存法)

国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)が平成5年4月に施行された。レッドデータブックやレッドリストで絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類、II類)とされたもののうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来す事情が生じているものの中から、国内希少野生動植物種を指定している。また、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれがある政令で定める野生動植物種については、国際希少野生動植物種に指定され、輸出入、譲渡し等、陳列等が規制されている。

### ○天然記念物・特別天然記念物(文化財保護法)

「文化財保護法」(1950年制定)に基づき、文部科学大臣が指定する。指定対象は、動物、植物、地質鉱物および天然保護区域であるが、生物種、単一の鉱物を指定できる。特に重要なものは特別天然記念物に指定される。

国の天然記念物に指定されたものは、その後荒らされたり、傷つけられたりすることがないように、文化庁長官の許可がなければ、採集したり、樹木を伐採したりできないような規制がかけられる。また、地方自治体によって指定されたものは、条例によって規制され、天然記念物を守ることが定められている。